

議案第 5 4 号

海老名市立えびな市民活動センター設置条例の一部改正について

海老名市立えびな市民活動センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市立えびな市民活動センターにレクリエーション館を新設するため

海老名市立えびな市民活動センター設置条例の一部を改正する条例

海老名市立えびな市民活動センター設置条例（平成24年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「するため、」の次に「交流館及びレクリエーション館で構成する」を加える。

第3条第1号中「市民活動、市民交流及び生涯学習」を「市民交流、生涯学習、健康増進、レクリエーション等の市民活動」に改める。

第5条第3号中「別表」を「別表第1」に改め、「会議室等」の次に「（以下「ホール等」という。）並びに別表第2に掲げる大多目的室、小多目的室、レクリエーションルーム、トレーニングルーム及びプール（以下「多目的室等」という。）」を加え、「という」を「と総称する」に改める。

第23条第1項中「別表に掲げるホール及び会議室等（以下「ホール等」という。）」を「ホール等及び多目的室等」に、「同表」を「それぞれ別表第1及び別表第2」に改め、「、ホール等」の次に「及び多目的室等」を加える。

第30条中「及び別表の規定は」を「、別表第1及び別表第2の規定は」に、「及び別表中」を「、別表第1及び別表第2中」に改め、「「使用料」と」の次に「、「利用時間」とあるのは「使用時間」と」を加え、「とする」とあるのは「とする」」「を「とし」とあるのは「とし」」に改め、「「使用者」と」の次に「、別表第2中「団体利用」とあるのは「団体使用」と、「個人利用」とあるのは「個人使用」と、「個人定期利用」とあるのは「個人定期使用」と」を加える。

別表中「別表」を「別表第1 交流館」に改め、同表の次に次の1表を加える。
別表第2 レクリエーション館（第23条関係）

単位 円

区分	利用の単位	利用の単位当たりの利用料金
----	-------	---------------

				個人利用の区分		市内居住者等	その他
団体利用	大多目的室	1 時間	2 分の 1 面	—		400	800
			全面	—		800	1,600
	小多目的室	1 時間	2 分の 1 面	—		200	400
			全面	—		400	800
	レクリエーションルーム	1 時間	全面	—		300	600
個人利用	大多目的室	1 時間		大人	65歳未満	100	200
					元気65	50	200
				小人		50	100
	小多目的室	1 時間		大人	65歳未満	100	200
					元気65	50	200
				小人		50	100
	レクリエーションルーム	1 時間		大人	65歳未満	100	200
					元気65	50	200
				小人		50	100
	トレーニングルーム	1 回		大人	65歳未満	300	600
					元気65	150	600
	プール	1 回		大人	65歳未満	400	800

				元気65	200	800
			小人		200	400
	トレーニング ルーム及びプ ール	1 回	大人	65歳未満	500	1,000
				元気65	250	1,000
個人 定期 利用	トレーニング ルーム	1 月	大人	65歳未満	3,000	6,000
				元気65	1,500	6,000
	プール	1 月	大人	65歳未満	4,000	8,000
				元気65	2,000	8,000
			小人		2,000	4,000
	トレーニング ルーム及びプ ール	1 月	大人	65歳未満	5,000	10,000
				元気65	2,500	10,000

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市内居住者等 海老名市内に住所若しくは事業所を有する者若しくは海老名市内に通勤し、通学し、若しくは事業活動をする者又はこれらの者が過半数を占める団体
 - (2) その他 前号以外の者
 - (3) 団体利用 団体が1時間を単位とし、専用して利用することをいう。
 - (4) 個人利用 個人が1時間又は1回を単位として利用できる券を購入し、利用することをいう。
 - (5) 個人定期利用 個人が1月を単位として利用できる券を購入し、利用することをいう。

- (6) 大人 高校生以上の者
 - (7) 元気65 満65歳以上の者
 - (8) 小人 中学生以下の者
- 2 未就学児の利用料金は、無料とする。
 - 3 小人は、トレーニングルームを利用することができない。
 - 4 利用時間には、利用に付随する一切の時間を含むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年11月 1 日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、平成26年 9 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 多目的室等及びこれに附属する設備等を利用するために必要となる利用の申請、利用の承認その他の行為については、この条例の施行の日前においても、行うことができる。
- 3 前項の規定は、指定管理者に代わって市長がセンターの管理を行う場合について準用する。この場合において、当該規定中「利用」とあるのは「使用」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。